

牧之原市子育て家族定住奨励金 提出書類確認表

申請者

ろうきん      フラット  
リフォーム    造成

以下の書類を添付して提出してください。

No.	項目	確認 ☑	注意点
1	交付申請書兼実績報告書（第1号様式）※窓口でお渡しする書類		都市住宅課から配布する書類 日付は要確認
2	誓約書兼同意書（第2号様式）                      ※窓口でお渡しする書類		
3	<b>対象住宅</b> の登記の全部事項証明書		日付注意（申請期間内の日付）
4	新築住宅を取得した方                                      ⇒工事請負契約書の写し 建売住宅や中古住宅を購入した方⇒住宅の売買契約書の写し		名義、日付、金額、引き渡しに関する 規定が確認できること
5	領収書などの書類の写し （対象住宅の取得費用を支払ったことが分かる書類）		領収書、通帳のコピー、ネットバンク の画面コピーなど
6	建築確認の確認済証、または検査済証明書の写し		確認済証または検査済証
7	住宅の平面図の写し（各階全ての平面図）		
8	対象住宅の写真（外観、玄関、居室、台所、便所、浴室） ※一部設備を母屋と共用する、いわゆる「脇屋」は対象外。		玄関は建物内からの写真 下記QRコードからメール提出可能
9	対象住宅の周辺図		書式の決まりなし 市販の地図、地図アプリの印刷など
10	住宅の引渡日を証する書類の写し （鍵の受渡し日、最終支払日等が確認できるもの）		住宅メーカー発行の書類 契約書の引渡に関する条項など
11	母子手帳の写し（対象要件の確認に必要な場合）		現在妊娠中の方が対象
12	チェックリスト		オレンジ色のチラシ裏面リスト

- ※1 No.3は藤枝市または掛川市の法務局で取得できます。
- ※2 追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ※3 メール提出も可能です。右のQRコードでメール画面が起動します。  
宛先：toshikeikaku@city.makinohara.shizuoka.jp

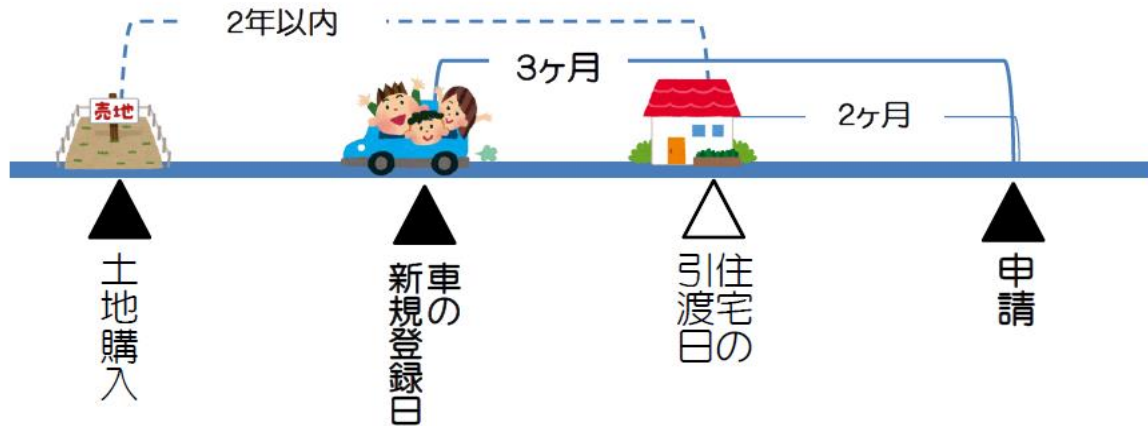


土地の購入がある場合

No.	項目	確認 ☑	注意点
12	<b>対象土地</b> の登記の全部事項証明書		日付注意（申請期間内の日付）
13	対象土地の売買契約書の写し		名義、日付、金額、面積が確認できる こと
14	領収書などの書類の写し （対象土地の取得費用を支払ったことが分かるもの）		領収書、通帳のコピー、ネットバンク の画面コピーなど

- ※1 No.12は藤枝市または掛川市の法務局で取得できます。

牧之原市子育て家族定住奨励金 提出書類確認表



自家用自動車の購入がある場合

No.	項目	確認 ☑	注意点
15	自家用自動車の売買契約書の写し ※申請者夫婦が所有のものに限ります		注文書も可。市内に本店又は営業所を有する法人または個人事業者と取り交わしたものに限る。
16	新規登録の自家用自動車の自動車検査証の写し ※商用車不可		新古車、試乗車不可。申請日以前3ヶ月以内に新規登録されたものに限る。
17	自家用自動車の写真（自動車と対象住宅が確認できるもの）		対象住宅と一緒に、車種・色・ナンバープレートが確認できるものであること。

リフォーム工事を実施した場合 … 申請期限の延長を行う場合は申請手続きをする必要があります。

No.	項目	確認 ☑	注意点
18	住宅の引渡日を証する書類（鍵の受渡し日、最終支払日等が確認できるもの）※リフォーム工事前のもの		住宅メーカー発行の書類 契約書の引渡に関する条項など
19	リフォーム工事の工事請負契約書の写し		名義、日付、金額、引き渡しに関する規定が確認できるページ
20	建築確認の確認済証及び平面図など対象住宅の構造および居住用部分の床面積が分かる書類		確認済証または検査済証
21	対象住宅の写真（外観、玄関、居室、台所、便所、浴室が確認できるもの）※リフォーム工事後に撮影したもの		玄関（屋内）を忘れやすいです 印刷できない方はメールもOK
22	住宅の引渡日を証する書類（工事終了日が確認できる書類、最終支払日等が確認できるもの等）※リフォーム工事後のもの		住宅メーカー発行の書類 契約書の引渡に関する条項など

造成工事を実施した場合 … 対象土地の取得費用に、宅地造成費を含む方が対象。

No.	項目	確認 ☑	注意点
23	宅地造成工事の工事請負契約書もしくは見積書など工事内容及び工種毎の金額が確認できるもの		造成工事の業者が市内業者であっても、市内業者加算の対象にはなりません。
24	宅地造成工事に係る領収書などの書類の写し（造成工事の費用を支払ったことが分かるもの）		領収書、通帳のコピー、ネットバンクの画面コピーなど
25	宅地造成工事現場の図面もしくは写真などで現場の様子を確認できるもの		図面、写真など